明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（経済産業六八）　一

〔官庁報告〕
国家試験
第九十四回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）　五五
水先人試験の施行（国土交通省）　五六

〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　八
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人住宅金融支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、企業年金基金変更、税理士登録抹消、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分・裁決関係　四
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、無縁墳墓等改葬関係　四三
会社その他
会社決算公告　四三

省令

○経済産業省令第六十八号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月七日

経済産業大臣　武藤　容治

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第四中欧州銀行監督機構の項に次のように加える。

五	Европейски банков орган
六	Autoridad Bancaria Europea
七	Evropského orgánu pro bankovnictví
八	Den Europæiske Banktilsynsmyndighed
九	Europäische Bankenaufsichtsbehörde
十	Euroopa Pangandusjärelevalve
十一	Ευρωπαϊκή Αρχή Τραπεζών
十二	Autorité bancaire européenne
十三	An tÚdarás Baincéireachta Eorpach
十四	Europskog nadzornog tijela za bankarstvo
十五	Autorità bancaria europea
十六	Eiropas Banku iestādi
十七	Europos bankininkystės institucija
十八	Európai Bankhatóság
十九	Awtorità Bankarja Ewropea
二十	Europese Bankautoriteit
二十一	Europejskiego Urzędu Nadzoru Bankowego
二十二	Autoridade Bancária Europeia